

# ご契約内容のお知らせハンドブック

安心して保障を受けていただけるように、**ご家族とご一緒**にご確認をお願いします。

PAGE  
1-2

私の保険って  
**どんな内容  
だったかな？**



PAGE  
3

**先月まで  
入院していたけど**  
保険会社に  
連絡して  
いなかったかも



PAGE  
4

**万一に備えて**  
家族と  
保険の話を  
しておこう



PAGE  
5

**住所や  
電話番号が  
変わったけど**  
どうしたらいいかな？



**JP** かんぽ生命  
INSURANCE

ハンドブックと『ご契約内容のお知らせ』を組み合わせるチェック!

Step1

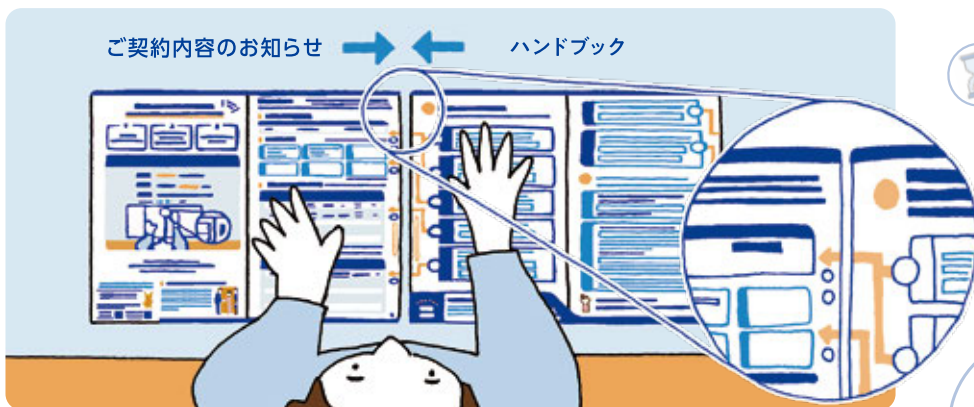
ハンドブックの  
P1-P2を開く。

Step2

ハンドブックの横に  
『ご契約内容の  
お知らせ』を置く。

Step3

同じマークのある  
矢印を合わせる。



「ご契約内容のお知らせ」に対するご意見・ご要望をお聞かせください。

「ご契約内容のお知らせ」について、みなさまからいただいたご意見・ご要望を改善に活かしてまいります。この機会にぜひみなさまの生のお声をお聞かせください。

アンケートは  
こちらから



# ご加入状況とご契約内容について



加入件数

1

ご加入されている件数を記載しています。

ご加入いただいている件数はご認識と合っていますか？



払込中の  
月額保険料

2

払込中契約の月額保険料※を記載しています。

払込中契約の月額保険料※はご認識と合っていますか？

※ご契約いただいた月額保険料を前納されている場合も前納払込みによる割引を適用する前の月額保険料を記載しています。このため、実際にお支払いいただいている保険料とは異なる場合があります。

※契約種類によっては、一時払保険料や年掛保険料を記載しています。



ご契約の内訳

3

ご加入されている保険種類や被保険者さま（保障の対象となる方）のお名前を記載しています。

ご契約ごとの保障の対象となる方は、ご認識と合っていますか？



保険金額等

4

被保険者さま（保障の対象となる方）ごとの保険金額等を記載しています。

保険料や保険金額等のご意向に沿っていますか？



消滅したご契約

5

満期・解約・失効等で保障が終了した契約について記載しています。

消滅日に保障が終了していますが、ご認識と合っていますか？

保険金等の請求をお忘れではありませんか？

満期保険金、生存保険金、年金、学資祝金、健康祝金、解約返戻金（還付金）、失効返戻金（還付金）が未請求の場合、「未請求保険金等」欄に記載しています。

ご加入状況一覧ページと合わせる

かんぽ生命のお客さま数は、約1,938万人!\*

1916年のサービス開始以来、現在は郵便局20,022局\*が全国津々浦々に展開。養老保険・終身保険を中心とした、わかりやすい商品・サービスをお客さまにご提供しています。

\*2023年3月現在の数値です。



ご加入中の基本契約や特約の種類を記載しています。

ご加入いただいている基本契約や特約の種類は、ご認識と合っていますか？



現在お支払いいただいている保険料や「払込期間終期※」など、払込状況を記載しています。

「最新の払込日」「払込期間終期」は、ご認識と合っていますか？

※「払込期間終期」に記載されている日まで保険料の払込みが必要になります。ただし、「保険料払込状況」欄に「払込完了」と記載されている場合は、すでに全期間分の保険料をお支払いいただいているため、保険料の払込みは不要です。



Check 2

## 保険金受取人等のご指定状況やご請求もれについて

死亡保険金、満期保険金、入院保険金、年金等、主な保障内容を記載しています。

保障内容をご認識と合っていますか？

保険金等のご請求もれはありませんか？

詳細を本資料の3ページに記載していますのでご確認ください。



保険金受取人を記載しています。

保険金受取人をご指定されていますか？ ご変更はございませんか？

死亡保険金受取人がご指定されていない、または被保険者さまが死亡する前に死亡保険金受取人が死亡している場合は、被保険者さまの遺族\*が死亡保険金受取人になりますが相続人と範囲が異なります。相続人であっても死亡保険金をお受け取りできない場合があるほか、戸籍謄本などの多くの書類をご準備いただく必要があるため、保険金受取人のご指定状況をご確認ください。

※遺族には、民法に定められている代襲相続と同様の仕組みはなく、ひ孫・甥姪等は含まれません。

指定代理請求人を記載しています。

指定代理請求人をご指定されていますか？ ご変更はございませんか？

被保険者さま（はじめのかんぽの場合は、ご契約者さま）に保険金等をご請求いただけない当社所定の事情がある場合、指定代理請求人から保険金等をご請求いただけます。

ご登録いただいているご家族を記載しています。

ご家族をご登録されていますか？ ご変更はございませんか？

「ご家族登録制度」については、本資料の4ページに記載していますのでご確認ください。



ご不明な点がある場合にはお気軽に、  
**担当局所もしくはかんぽコールセンター**  
**(0120-552-950)** にお問い合わせください。

よくあるご質問は  
こちらから



# 保険金等のご請求もれはありませんか？



## 被保険者さま（保障の対象となる方）が入院・手術等 されていませんか？

入院保険金・手術保険金等のご請求もれがないか被保険者さまにご確認をお願いいたします。



## 医療機関が発行する領収書等でご請求が可能です。

入院保険金・手術保険金等のご請求については、一部のケースを除いて診断書は不要です。

ご利用条件は  
こちらから



## 2023年5月7日以前に、新型コロナウイルス感染症により、 宿泊療養・自宅療養をされた場合はお支払の対象となることがあります。

新型コロナウイルス感染症にり患していることが判明し、宿泊施設等において療養されたときや自宅療養されたときにおいても、お支払いの対象となる場合がありますので、入院保険金等のご請求もれがないか被保険者さまにご確認をお願いいたします。なお、自治体等による宿泊・自宅療養に係る証明書類の発行には期限がある場合がありますので、ご注意ください。

### ● 宿泊・自宅療養された方の診断日別のお支払い対象

診断日	入院保険金のお支払い対象
2022年9月25日以前	○：り患された方全員
2022年9月26日～2023年5月7日	△：重症化リスクが高い方のみ
2023年5月8日以降	×：お支払い対象になりません

詳細はかんぼ生命 Web サイトでご確認ください。



## 終身保険、養老保険などには 死亡保障のほか、重度障がい状態・身体障がい状態 を保障する保険契約もあります。

例えば、両目が見えなくなった場合等でその症状が固定し、回復の見込みがない場合に重度障がい状態または身体障がい状態に該当し、保険金のお支払い等の対象となる場合があります。なお、保険金をお受け取りいただく方法のほか、保険料払込期間中に上記の状態に該当した場合には、保険料の払込みを不要とした上で、保険契約を継続する方法もあります。



障がい状態の  
ご確認については  
こちらから



## かんぼ生命の“今”をお届けします。

当社は、ラジオ体操を通じてみなさまの健康づくりのお手伝いをしたいと考え、人生100年時代にふさわしいラジオ体操のあり方を追求しています。

また、かんぼ生命Webサイト「かんぼジャンクション」では、最新の商品・サービスやサステナビリティ活動の様子など、みなさまにお役立ていただける情報を発信しています。

ラジオ体操ポータルサイト



かんぼジャンクション

かんぼジャンクション



KP'S COLUMN

かんぼの  
コラム




ゆめちゃん

# ご家族のみなさまにも契約内容をお伝えしていますか？

ご契約者さまに「万が一」のことがあった場合に備え、保険契約の内容についてご家族のみなさまにも知っておいていただくことが大切です。かんぽ生命の「ご家族登録制度」では、ご契約者さまに代わり、ご登録されたご家族が保険契約の内容についてスムーズにご確認することができますので、ぜひご利用ください。なお、「ご家族登録制度」のご登録・ご変更に伴うお手続きについては、本資料の5ページをご確認ください。

## 保険契約の税法上の取り扱いについて 詳しくは税務署等にご相談ください。








 **保険金にかかる税金は、ご契約者さま・被保険者さま（保障の対象となる方）・保険金受取人の関係によって異なります。**

ご契約者さまと実際の保険料負担者が異なる場合、生命保険料控除の申告は実際に保険料をご負担されている方が申告いただくほか、保険金受取人との関係によっては、保険金などのお受け取りの際に贈与税等の課税対象となる場合があります。

### (1) 満期保険金・生存保険金の課税の取り扱い

契約形態 ※こちらは、一例です。	契約者	被保険者	保険金受取人	税の種類
契約者と保険金受取人が同一人のとき	 夫 (A)		 夫 (A)	所得税（一時所得）・住民税
契約者と保険金受取人が別人のとき	 夫 (A)		 妻 (B)	贈与税

### (2) 死亡保険金の課税の取り扱い

契約形態 ※こちらは、一例です。	契約者	被保険者	保険金受取人	税の種類
契約者と被保険者が同一人のとき	 妻 (B)	 妻 (B)		相続税
契約者と保険金受取人が同一人のとき	 妻 (B)		 妻 (B)	所得税（一時所得）・住民税
契約者、被保険者、保険金受取人がそれぞれ別人のとき	 妻 (B)	 夫 (A)	 子 (C)	贈与税

### ⚠️ ご注意

●2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の課税対象となる場合は、復興特別所得税についても課税対象となります。●2023年3月現在に適用されている税制に基づき記載しています。今後、税制が変わる場合もあります。一般

的な税務の取り扱いを記載しているものであり、実際の取り扱いは個々の状況によって異なる可能性もあります。●保険種類やご契約の内容によって課税の取り扱いが異なる場合があります。

## 健康・医療・介護・育児およびくらしの税に関する「無料電話相談サービス」

対象者

ご契約者さま、被保険者さま  
およびそのご家族

健康・医療・介護・育児に関するご相談、日常生活における税に関するご質問に専門スタッフが無料でお応えします。

かんぽ 健康・医療・介護・育児  
相談ダイヤル

0120-665-770

受付時間 24時間年中無休

かんぽ「くらしの税」の  
情報ダイヤル

0120-565-088

受付時間 月-土 10:00-18:00  
(日曜・休日・12/29-1/4を除く)

※保険証券（書）記号番号をお伺いしますので「保険証券（書）」や「ご契約内容のお知らせ」等をご用意ください。

※ご契約内容や各種お手続き方法に関するお問い合わせは、上記フリーダイヤルではお答えができませんので【かんぽコールセンター（0120-552-950）】までご連絡ください。






















# 住所や電話番号などにご変更はありませんか？

ご変更がありましたら、必要書類をご確認の上、担当局所  
または最寄りの郵便局でお手続きをお願いします。



マークのついているお手続きに  
ついては、マイページでも可能です。



お手続きの種類	必要な書類等							
	本人確認書類	運転免許証または健康保険証などの書類	保険証券(書)記号番号が分かるもの	保険証券(書)	ご印鑑	被保険者さまの生年月日が確認できる書類	ご契約者さま名義の通帳もしくは口座番号の記載があるキャッシュカード	対象となる方のマイナンバーが確認できる書類
住所・電話番号のご変更 								
氏名のご変更	 要新氏名記載							
保険金受取人のご指定・ご変更 / 指定代理請求人のご指定・ご変更 								
登録ご家族のご登録・ご変更 								
保険料振替(引き落とし)口座のご指定・ご変更 					 口座のお届け印			
満期保険金等のお受取口座(振込先口座)のご指定・ご変更	 ※1							
マイナンバー(個人番号)のご提示 保険金等のご請求時にご提示をお願いします	 ※1							
※1 運転免許証などの顔写真がある証明書類1種類、または顔写真がない証明書類の場合は2種類必要です								
入院・手術保険金のご請求 	<p>ご請求いただく保険金により必要書類が異なりますので、詳しくは「ご契約内容のお知らせ」に記載の担当局所もしくはかんぽコールセンターまでお問い合わせください。かんぽ生命Webサイトでもご確認いただけます。</p> <p>なお、同サイトの保険金請求Webサービスでは、土日・祝日も、夜間でもご請求いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者さまご本人さまが、お手続きください</li> <li>・学資保険(はじめのかんぽ)でご請求の場合は、ご契約者さまです</li> </ul>							

## アンケートご協力をお願い

各種お手続きをいただいた方に、かんぽ生命からショートメッセージ(SMS)をお送りし、アンケートをお願いする場合があります。ご負担のない範囲でご回答・ご協力をお願いいたします。

詳細はこちらから



かんぽ生命では、みなさまからいただいた貴重なご意見やご要望をしっかりと経営に活かしてまいります。